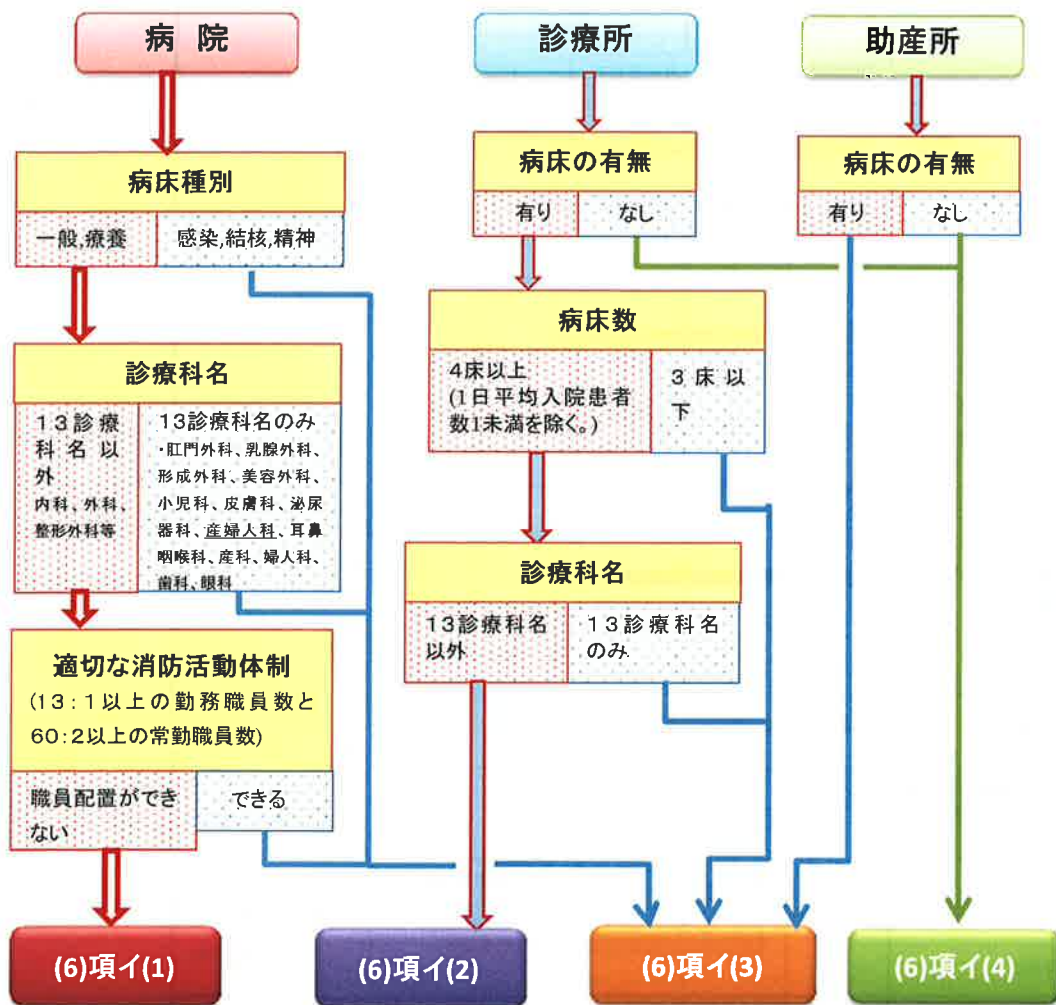


病院・診療所の(6)項イ(1)～(4)の判定フロー図



基準面積
(則13条の5の2)

延べ面積 - α = 基準面積 αの部分

- ① 手術室、分娩室、人工透析室、レントゲン室等
- ② ①の部屋と病室、廊下等が、構造的に区画され、

(6)項イ(1)～(4)の消防設備設置一覧

	病院 (消防困難性)	診療所 (消防困難性)	病院・診療所・助産所	無床診療所・助産所
	(6)項イ(1)	(6)項イ(2)	(6)項イ(3)	(6)項イ(4)
消火器	すべて設置 平成28年4月1日から設置			改正なし (150㎡以上)
自動火災報知設備 (H27年施行)	すべて設置※1 平成30年3月31日までに設置			改正なし (300㎡以上)
火災通報装置	すべて設置※2		すべて設置	改正なし (500㎡以上)
スプリンクラー設備	すべて設置※3 平成37年6月30日までに設置		診療所・助産所は3,000㎡以上 ※4	改正なし (6000㎡以上)
(屋内消火栓設備)	基準面積が1,000㎡未満に該当しない、スプリンクラー設備が設置される施設※5 [基準は700㎡] 平成37年6月31日までに設置		改正なし (700㎡以上、2倍・3倍読みあり)	

※1 自動火災報知設備: ・平成27年4月1日から設置施行されている。
・300㎡未満又は特定1階段以外の医療施設は、「特定小規模施設用自動火災報知設備」を設置することができる。

※2 火災通報装置: (6)項イ(1)と(2)は、自動火災報知設備と連動となる。
また、(6)項イ(1)と(2)は、消防機関から500mの緩和措置はない。

※3 スプリンクラー設備: 基準面積1,000㎡未満の医療施設には「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができる。

※4 診療所・助産所: 従前の設置基準は、6,000㎡以上であった。

※5 屋内消火栓設備: 基準面積1,000㎡以上の施設が設置対象となる。
ただし、スプリンクラー設備が設置される部分は免除される。

最近の法令改正の経過一覧

[2015.06/01]

改正法令	主な対象用途	設備等の強化される内容等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成37年			
平成25年 3月政令 改正。	(6)項ロ、(6)項ハ、及び(16)項イ※1	用途判定の変更の施行 (要介護者の利用度が高く、入居・宿泊する施設)	4月1日から								
		<table border="1"> <tr> <td>消火器、漏電火災警報器、誘導灯</td> <td>3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、 火災通報設備、ガス漏れ警報器、 自動火災通報設備、非常警報設備、避難器具</td> <td>3月31日まで</td> </tr> </table>	消火器、漏電火災警報器、誘導灯	3月31日まで	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、 火災通報設備、ガス漏れ警報器、 自動火災通報設備、非常警報設備、避難器具	3月31日まで					
消火器、漏電火災警報器、誘導灯	3月31日まで										
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、 火災通報設備、ガス漏れ警報器、 自動火災通報設備、非常警報設備、避難器具	3月31日まで										
平成25年 12月政令 改正。	(5)項イ、及び(16)項イ	自動火災報知設備 [300㎡未満にも設置]									
	(6)項イ、及び(16)項イ※2 (利用者を入居、宿泊させる施設) =(6)項イ(1)(2)(3)=										
	(6)項ハ、及び(16)項イ (利用者を入居、宿泊させる施設)	スプリンクラー設備 [275㎡未満にも設置]									
	①(6)項ロ(1)(高齢者施設)及び(3)(児童施設)、 及び(16)項イ ②(6)項ロ(2)(生活保護者施設)、(4)(障害児施設)、 (5)(障害者施設)で介助がなければ避難できない者として省令で定める者を主として入所させるものに限る、及び(16)項イ										
(6)項ロ、及び(16)項イ	火災通報設備と自動火災報知設備の連動										
平成26年 10月政令 改正	(6)項イの病院、診療所の 用途区分	(6)項イに(1)避難困難の病院、(2)避難困難の有床診療所、(3)避難困難外の病院、有床診療所、有床助産所、(4)無床の診療所等に区分けされる。	4月1日から								
	(6)項イの病院・有床診療所・有床助産所 [(1)(2)(3)]、及び(16)項イ	<table border="1"> <tr> <td>消火器 [150㎡未満にも設置]</td> <td>3月31日まで</td> </tr> <tr> <td>火災通報設備 [500㎡未満にも設置]※2</td> <td></td> </tr> </table>	消火器 [150㎡未満にも設置]	3月31日まで	火災通報設備 [500㎡未満にも設置]※2						
	消火器 [150㎡未満にも設置]	3月31日まで									
	火災通報設備 [500㎡未満にも設置]※2										
(6)項イの(避難のために患者の介護が必要な) 病院・有床診療所・有床助産所[(1)(2)]、及び(16) 項イ	<table border="1"> <tr> <td>スプリンクラー設備 屋内消火栓設備 [3000㎡未満にも設置]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>火災通報設備と自動火災報知設備の連動 ※2</td> <td>6月30日まで</td> </tr> </table>	スプリンクラー設備 屋内消火栓設備 [3000㎡未満にも設置]		火災通報設備と自動火災報知設備の連動 ※2	6月30日まで						
スプリンクラー設備 屋内消火栓設備 [3000㎡未満にも設置]											
火災通報設備と自動火災報知設備の連動 ※2	6月30日まで										

※1 「及び(16)項イ」とあるのは、その部分の用途が存する(16)項イに限られる。
 ※2 自動火災報知設備のそ及設置は、火災通報装置と関連することがあるので注意